

健発0317第2号
令和5年3月17日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件」の告示について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第75号）が告示されることとなりました。

この改正の趣旨等は下記のとおりですので、貴職におかれては、内容を御了知の上、管内の市町村、特別区、関係機関等へ周知を図るとともに御理解を求め、対応が円滑に行われるよう、御配慮をお願いします。

記

第一 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定により、政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下単に「事業者」という。）であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者等に対して、臨時に予防接種（以下「特定接種」という。）を行うことを指示することができることとされている。

事業者の登録に関しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号）第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項の規定により、事業者が受ける登録の有効期間は5年とされ、登録事業者が登録の更新を受けようとする場合、厚生労働大臣に対して、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新の申請を行うこととされている。また、登録事業者の管理や登録の更新の申請の受付は、厚生労働省が運用する

「特定接種管理システム」において行っている。

今般、令和5年3月30日に登録の有効期間が満了する登録事業者の登録の更新の申請について、当該システムの負荷により、登録の更新の申請の受付期間中に、更新が必要な登録事業者からの申請の受付が困難となったことを踏まえ、登録の更新の申請の受付期間を延長するとともに、特例的に登録の有効期間を延長するために必要な措置を講じることとする。

第二 改正の概要

一 登録事業者の登録の更新の申請の受付期間の延長

登録事業者の登録の更新の申請の受付期間について、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間としていたところ、登録の有効期間満了の日の180日前から30日前までの間とする。

二 登録の有効期間の延長

令和5年3月30日に登録の有効期間が満了する登録事業者であって、登録の更新の申請を行わなかったものについて、登録の有効期間を1年延長する。